

「千葉県石油コンビナート等防災計画」（平成23年度修正）素案の概要

1 石油コンビナート等防災計画について

石油コンビナート等災害防止法第31条第1項は、石油コンビナート等特別防災区域の防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、石油コンビナート等防災計画を作成するとともに、毎年検討を加え、必要があると認められる場合には修正しなければならない、と規定している。

県では、昭和52年5月に「千葉県石油コンビナート等防災計画」を策定し、その後これまで17回の修正を行っている。現行の計画は「平成20年度修正」版である。

2 今年度の修正方針

- (1) 平成22年10月に取りまとめた防災アセスメント調査の結果を受け、災害想定の全面的な見直しなどを現行計画に反映させる。
- (2) 東日本大震災により発生した被害や災害対応等について、防災アセスメント検討部会が検証した結果を踏まえ、現行計画に反映させる。
- (3) 関係公共機関の長及び特定事業所長から提出された現行計画についての修正意見を反映させる。
- (4) 関係機関の名称等、各種の数値について現状との整合を図る。

3 平成23年度修正に係る意見募集について

(1) 平成22年度実施の意見募集

ア 防災本部幹事、関係公共機関、特定事業所等への文書照会

(平成22年11月25日～12月21日)

意見提出者数 26名、延べ意見数 83件

<主な修正意見の概要>

提出機関	内容
千葉海上保安部警備救難課	<ul style="list-style-type: none"> ・大型タンカーに対する防災対策の強化を修正 ・危険物積載船等の応急措置を修正 ・海上における措置を修正
千葉県警察本部警備課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画における再避難の措置を修正
専門員 山本正己	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の貯槽地区点検項目に防油堤関係を追加

イ ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）による意見募集

（平成23年1月31日～2月28日）

意見提出者数 1名、延べ意見数 1件

（2）平成23年度実施の意見募集

・防災本部幹事、関係公共機関、特定事業所等への文書照会

（平成23年10月26日～11月30日）

意見提出者数 28名、延べ意見数 148件

<主な修正意見の概要>

提出機関	内容
関東地方整備局	・情報連絡系統図の具体的表示
千葉市消防局	・石コン区域を取り巻く環境の表現を現状にあったものに修正 ・特定事業所における防災訓練の内容を具体的に明記

（3）提出された意見への対応

平成22年度から23年度に提出された意見を踏まえて、防災本部事務局において修正素案を調製した。

4 主な修正項目

（1）千葉県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果（H22.10）を受けての修正

ア 災害想定を全面改正（計画本文P21～34）

- （ア）通常操業時、地震発生時、長周期地震動発生時ごとに想定される災害を示す。
- （イ）施設ごとに起こりうる災害の発生危険度及び発生影響度を考慮して、現実的に起こりうる災害と万一に備えておくべき災害を示す。
- （ウ）想定東海地震の予測波形に基づくスロッシングで、油のあふれる可能性を示す。

イ 防災対策の追加

（ア）事業所の保安管理体制の強化（計画本文P123～135）

「石油コンビナートリスク評価・防災対策支援システム」を活用した事業所による災害影響の算定手法を示す。

(イ) 緊急措置項目の追加 (計画本文P 1 5 5)

緊急地震速報受信時の作業員がとるべき行動基準の策定や想定を超えるスロッシングの発生などに備え、緊急措置を検討するなどの項目を追加する。

(ウ) 大容量泡放射システムの広域応援 (計画本文P 1 2 2)

大容量泡放射システムの広域応援協定の締結に基づき、複数災害発生時に相互応援することを追加する。

(2) 東日本大震災を踏まえての改善

ア 耐震対策関係

(ア) 液化石油ガスタンクの火災爆発の検証結果を踏まえた対策

- ・火災爆発事故に基づく教訓の他の事業所への水平展開 (計画本文P 7 2)

「耐震設計構造物に対する定期に行う検査や工事において、通常の運転状態よりも比重の大きい水等の液体を満たそうとする場合、その耐震性能の有無を確認し、有していない場合には、満水期間を必要最低限にとどめるとともに設備の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等の保護、縁切り等の措置を行うものとする。」

- ・液化石油ガス火災の特徴 (計画本文P 4 0)

「液化石油ガス火災の特徴は、拡大が早く被害が大きく広範囲になることであり、適切な防災設備と迅速な消火活動が要求される災害であることを認識すべきである。」

(イ) 液状化対策

- ・液状化しても危険物等が漏洩しない措置 (計画本文P 7 1)

「設備間の接続部分等では、地盤沈下の仕方や地震の揺れ方に違いがあるので、可とう性を有する機器を設置し地盤沈下等により損傷を与えないように努めるものとする。」

- ・地盤改良等による液状化させない措置 (計画本文P 7 1)

「液状化現象の発生を抑制するため、関係法令により要求されていない敷地部分や護岸等においても地盤改良などの液状化対策の推進に努めるものとする。」

(ウ) 長周期地震動対策

- ・屋外貯蔵タンクのスロッシング対策 (計画本文P 7 1)

「法令により規定された余裕空間高さについては、守るべき最低限の地震動レベルにより示されたものであることから、タンクの液面監視の強化に努めるものとする。」

(エ) 津波対策

- ・職員の避難と設備の安全確保の両立（計画本文P107）

「関係市においては、特別防災区域内の事故情報や津波警報を受けた際の避難情報発令基準を定めることとする。特に津波については、事業所への早期の避難情報の発令が従業員と施設の安全の両立につながることを、ひいてはそれが市民の安全の確保につながることを踏まえ、迅速かつ確実な避難勧告等を実施することとする。」

イ 初動体制関係

- (ア) 石コン本部の非常配備体制及び現地防災本部等（計画本文P86）

「防災本部及び関係市は、現地本部を円滑に設置できるよう訓練するとともに、現地本部を設置しない場合でも、災害の状況に応じ職員を派遣するものとする。」

- (イ) 関係機関における情報共有・受伝達

- ・通信手段の複数化（計画本文P104）

「災害時には、停電や回線の輻輳等のおそれがあることから、複数の手段を確保しておくものとする。一般加入電話は、災害時優先電話への登録に努めること。」

- ・関係機関の連携の強化（計画本文P97）

「防災本部が非常配備体制をとった場合、防災関係機関においては、相互の連携を密にし、災害対応状況、消火活動情報、交通情報、避難勧告情報等の災害情報を共有し、効率的な災害対応、住民の避難等を実施するものとする。」

- (ウ) 事業所における地震や津波を想定した初動体制（計画本文P70）

「平成23年の東北地方太平洋沖地震の発生により、国の中央防災会議の想定を上回る津波が東京湾内湾に襲来したことから、今後、中央防災会議の再評価に基づき見直される想定津波高を基に、津波発生時の安全対策を図るものとする。なお、「特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き」を参考に津波に対する避難を含むソフト面の強化に努めるものとする。」

ウ 大容量泡放射システムの運用関係

- (ア) システム輸送（計画本文P122）

「輸送は共同防災規程で定めるところにより、警察車両による先導や消防車両による伴走を得て実施する。なお、災害時の状況から、やむを得ず消防車両のみで先導する場合は「緊急自動車」の扱いとならないので注意する。」

(イ) システム対象タンク以外の火災への適用 (計画本文P 1 3 7)

「システム配備事業所は、その他の施設等の火災により直径3 4メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクへの火災拡大が懸念される場合であって、防災要員等の安全を含む適切なシステム配備要領が作成できるときには、大容量泡放射システムを適用することができる。この場合、京葉臨海中部地区共同防災協議会、消防機関、防災本部は発災現地の状況、消火戦術、県内外での複数発災等の情報を共有し、効果的なシステムの活用を協議するものとする。」

(3) 防災訓練の強化・拡充 (計画本文P 6 7～6 8)

平常時における防災訓練の方法を例示し、防災訓練の強化・拡充を図る。

(4) 千葉県地域防災計画の平成2 1年度修正に伴う時点修正

ア 関係機関の地震応急対策 (計画本文P 7 6～8 5)

イ 自衛隊災害派遣要請計画 (計画本文P 1 4 5～1 5 3)